

【別紙】料金表

(凡例) アンペア=A、キロボルトアンペア=kVA、キロワット時=kWh、キロワット=kW

【シンプルプラン (単位: 円 / 税込)】

| 料金区分 (従量電灯B相当) | | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸 | 九州 |
|----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 基本料金 (月額) | 20A | 613.80円 | 594.00円 | 514.80円 | 514.80円 | 435.60円 | 534.60円 |
| | 30A | 920.70円 | 891.00円 | 772.20円 | 772.20円 | 653.40円 | 801.90円 |
| | 40A | 1,227.60円 | 1,188.00円 | 1,029.60円 | 1,029.60円 | 871.20円 | 1,069.20円 |
| | 50A | 1,534.50円 | 1,485.00円 | 1,287.00円 | 1,287.00円 | 1,089.00円 | 1,336.50円 |
| | 60A | 1,841.40円 | 1,782.00円 | 1,544.40円 | 1,544.40円 | 1,306.80円 | 1,603.80円 |
| 電力量料金 1kWhにつき | | 28.60円 | 24.20円 | 25.20円 | 24.80円 | 21.30円 | 22.40円 |

| 料金区分 (従量電灯C相当) | | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸 | 九州 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基本料金 (月額) | 1kVAにつき | 306.90円 | 297.00円 | 257.40円 | 257.40円 | 217.80円 | 267.30円 |
| 電力量料金 1kWhにつき | | 28.40円 | 23.90円 | 25.00円 | 24.80円 | 21.40円 | 22.30円 |

| 料金区分 (従量電灯A相当) | | 関西 | 中国 | 四国 |
|----------------|--|---------|---------|---------|
| 最低料金 (月額) | | 306.92円 | 303.63円 | 370.26円 |
| 電力量料金 | | 25.20円 | 26.10円 | 25.90円 |

最低料金：1契約につき最初の15kWhまで (四国エリアのみ、1契約につき最初の11kWhまで)

電力量料金：15kWhをこえる (四国エリアのみ、11kWhをこえる) 1kWhにつき

| 料金区分 (従量電灯B相当) | | 関西 | 中国 | 四国 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 基本料金 (月額) | 1kVAにつき | 356.40円 | 366.30円 | 336.60円 |
| 電力量料金 1kWhにつき | | 21.30円 | 22.90円 | 21.70円 |

■ 料金の割引

電気供給契約において、お客さまが下記の条件に該当致しました場合、以下の割引が適用となります。

| 割引プラン名 | 条件 | 割引内容 |
|--------------------|---|---|
| クレカ割引 | 以下の条件のすべてを満たす場合 (1)支払方法がクレジットカード払いであること (2)供給開始日が属する月の翌月末日までに、当社所定のクレジットカード登録手続きが完了すること | 左記クレジットカード登録手続きが完了した日が属する月の翌月末日を支払期日とする料金 (当社の電気供給約款でさだめるものをいい、以下「割引対象料金1」といいます。) から、以下のいずれか低い金額を割引いたします。 (1)金1,000円 (税込) (2)割引対象料金1の金額 (税込) |
| 移転継続割引 | 需要場所の移転をされた場合、移転後の需要場所においても当社電気供給契約にご契約を頂いた場合 | 供給開始日後に最初に到来する検針日の前日を満了日とする計量期間を1か月目とした、最大2ヶ月間の各計量期間の料金 (なお、各計量期間の料金を「割引対象料金2」といいます。) に対し、以下のいずれか低い金額をそれぞれ割引いたします。 (1)金1,000円 (税込) (2)各計量期間の割引対象料金2の金額 (税込) |
| クレカ・移転継続割引 (※1) | 上記の「クレカ割引」「移転継続割引」の両方の条件をすべて満たした場合 | 供給開始日後に最初に到来する検針日の前日を満了日とする計量期間を1か月目とした、最大3ヶ月間の各計量期間の料金 (なお、各計量期間の料金を「割引対象料金3」といいます。) に対し、以下のいずれか低い金額をそれぞれ割引いたします。 (1)金1,000円 (税込) (2)各計量期間の割引対象料金3の金額 (税込) |

※1：移転継続割引適用後にクレカ割引の条件を満たした場合、クレカ割引の条件を満たした日が属する月の翌月末日を支払期日とする料金以降は、クレカ・移転継続割引を適用しますが、この場合、移転継続割引とクレカ・移転継続割引の適用期間の合計を最大3か月間とします。

(例) 1か月目：移転継続割引 2か月目：クレカ・移転継続割引 3か月目：クレカ・移転継続割引 4か月目：割引なし